

財団法人自衛隊援護協会 役員報酬及び役員退職慰労金規則

改正 平成18年3月28日協会規則第1号 平成22年3月26日協会規則第1号

(目的)

第1条 この規則は、財団法人自衛隊援護協会寄附行為第22条第3項の規定に基づき、財団法人自衛隊援護協会の非常勤理事長の報酬及び退職慰労金の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬の区分)

第2条 役員報酬は、次の区分による。

- (1) 基本報酬
- (2) 通勤手当

(報酬の支給日)

第3条 報酬の支給日は、毎月25日(以下「支給日」という。)とする。ただし、支給日が日曜日に当たるときは支給日の前々日(その日が休日となる場合は支給日の前々々日)、支給日が土曜日に当たるときは支給日の前日とする。

(基本報酬)

第4条 基本報酬月額、109,000円とする。

(通勤手当)

第5条 通勤手当は、実費を支給する。

(退職慰労金)

第6条 この規則に定める退職慰労金は、役員が退職した場合にその者(死亡による退職の場合はその者の遺族)に支給する。

(退職慰労金の支払)

第7条 この規程による退職慰労金は、その金額を、現金で、直接この規則の規定によりその支給を受けるべき者に支払わなければならない。ただし、支給を受けるべき者からの申し出があった場合は、その者の預金又は貯金への振り込みによって支払うことができる。

(退職慰労金の額)

第8条 退職慰労金の額は、退職の日におけるその者の基本報酬月額に、その者の勤続年数を乗じて得た額とする。

(勤続期間の計算)

第9条 退職慰労金の算定の基礎となる勤続期間の計算は、役員として引き続いた在職期間による。

2 勤続期間の月数の計算については、役員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。

3 在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。ただし、在職期間が6月以上1年未満の場合には、これを1年とする。

(報酬等の改定)

第10条 基本報酬及び退職慰労金の改定を行う必要が生じたときは、理事会の承認を得て改定することができる。

(準 用)

第11条 次に掲げる事項については、一般職の職員の給与等に関する法律(昭和25年法律第95号)を準用する。

(1) 報酬の支給方法(第9条)

(2) 月の途中で就任又は辞任した場合の基本報酬(第9条の2)

(3) 端数計算(第18条の2)

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月28日 自衛隊援護協会規則第1号)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第4条の基本報酬月額、平成17年12月1日から123,000円とする。

2 平成18年4月1日の切替日の前日から引き続きこの規則の適用を受ける場合には、基本報酬月額のほか、平成18年3月31日に受けていた基本報酬月額と第4条に定める基本報酬月額との差額に相当する額を平成22年3月31日までの間、報酬として支給する。

3 この規則第8条の退職慰労金の額に係る基本報酬月額の適用に当たっては、116,000円とする。

附 則(平成22年3月26日 自衛隊援護協会規則第1号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。